

株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 12 月 16 日

株主各位

福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目 10 番 10 号
株式会社ウチヤマホールディングス
代表取締役社長 内山 文治

当社は平成 25 年 11 月 25 日開催の取締役会において、平成 26 年 1 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 4 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年 12 月 31 日（ただし、当日は株主名簿管理人休業日のため、実質上は平成 25 年 12 月 30 日）と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、平成 26 年 1 月 1 日をもって、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を 43,800,000 株増加して、58,400,000 株に変更することをあわせて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 26 年 2 月中旬にお届出住所にお送り申し上げる予定です。
2. 平成 26 年 1 月 1 日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社の振替口座簿に記録されることとなります。（なお、当日は金融機関休業日のため、実質的には平成 26 年 1 月 6 日の手続きとなります。）
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。

公告の中断についての追加公告

1. 公告中斷日時
平成 25 年 12 月 16 日午前 0 時 00 分から午前 8 時 00 分まで
2. 公告中斷内容
公告掲載期間において、公告アドレスが間違っていたため公告の中斷が生じました。